平成２６年（フ）第５１３７号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ22―201号、前住所大阪市東成区中道３丁目10番14号　エルドムス陽光３番館90Ｇ号
債務者　相生　英美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１３８号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ22―201号、前住所大阪市東成区中道３丁目10番14号　エルドムス陽光３番館90Ｇ号
債務者　相生　理沙
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４５９号
大阪市天王寺区南河堀町９―23―409、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目８番４号　正和ハイツ103号
債務者　日根野都紫子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６号
長崎県雲仙市千々石町庚415番地市営木場団地２号、前住所長崎県雲仙市千々石町乙208番地
債務者　田中　将太
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
愛知県西尾市今川町石橋88番地　ルミエールＢ棟202号室、前住所愛知県岡崎市北野町字二番訳５番地１　コンフォール北野207
債務者　藤田　康広
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５９８号
静岡市清水区梅ヶ谷271番地の２　六反田ハイツ305、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目５番21―205号
債務者　伊藤　洋子（旧姓長嶋フローレンス）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１１号
静岡市駿河区中島2968番地の403
債務者　藤代　論伺
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３２号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目10番５号　三宅ハイツ201
債務者　齋藤　芳秋
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
静岡県湖西市大知波334番地の28
債務者　高橋　明夫
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場六ノ切105―２、住民票上の住所岐阜県羽島市舟橋町宮北２丁目12番地
破産者　ル・カルムこと　高橋久美子
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６５号
岐阜市六条大溝１丁目３番15　大溝ビル201号、住民票上の住所岐阜市高野町７丁目18番地
破産者　キットプランニングこと　坂東　正樹
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
三重県松阪市駅部田町622番地６サンスカイ細Ⅱ３Ｃ号室
破産者　冨田　依子
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１５２号
松江市浜乃木６丁目33番36号
破産者　フジクリーンシマネ株式会社
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８６号
千葉県富津市西大和田573番地６
破産者　村田　友哉
1　決定年月日　平成26年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９８４号
広島県東広島市西条町下見4159番地３　ラオム山茶花Ｂ103号、申立時の住所広島県東広島市西条町西条528番地16
破産者　上尾　満春
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊301番地
破産者　葛西　利秋
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係